



地域金融機関と創業支援の協定を締結！

～ 産業競争力強化法に基づく創業支援事業～

と き	協定式：3月27日（金）午後3時00分～3時30分
と ころ	練馬区役所本庁舎5階 区長応接室（豊玉北6-12-1）

27日、練馬区は、一般社団法人練馬区産業振興公社（以下、「公社」）、地域金融機関（日本政策金融公庫池袋支店、みずほ銀行、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、巣鴨信用金庫）、および東京商工会議所練馬支部と「練馬区の創業支援に関する協定」を締結した。



【締結式の様子】

この協定を受け練馬区と地域金融機関等は、創業セミナーの共催や創業支援特別貸付への協力などの取り組みを行う。

金融機関等は、中小事業者の経営支援に多くの実績があり、区としては金融機関等のノウハウを活かし、創業への支援を総合的に行い、創業者の育成に結び付くことを期待している。

【経緯】

練馬区は、公社と連携し、平成26年6月に国から産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた。創業支援事業計画では、区はワンストップ相談窓口の設置、創業支援貸付などの産業融資資金のあっせん、商店街の空き店舗を利用する空き店舗入居促進助成による支援を、公社は「創業ねりま塾」などの創業支援セミナーの開催を実施してきた。そして、更に、創業者にとって創業に魅力を感じられるものにするため、地域金融機関や商工会議所の協力を得て、創業支援事業者にエントリーしていただき、民間のノウハウをいかした創業者支援を実施することになった。区もこれに合わせ平成27年度から創業支援特別貸付（利用者負担金利0.2%、信用保証料補助1/2）を新設し、より資金面からの支援を強化する。

【協定の内容】

協定の内容は、金融機関が区の制度融資を活用し創業者を支援するとともに、融資実行後も継続的な相談やアドバイスを行うこと。公社が実施する「創業ねりま塾」に協力し、周知活動やビジネスプランコンテストへ審査員を派遣することなどである。

【協定式の様子】

27日、練馬区を代表して前川耀男（まえかわ あきお）区長、公社は横山正二（よこやま しょうじ）理事長、金融機関は米山憲男（よねやま のりお）日本政策金融公庫池袋支店長、上甲亮祐（じょうこうりょうすけ）みずほ銀行常務執行役員、横尾岩男（よこお いわお）西京信用金庫専務理事、川島弘之（かわしま ひろゆき）西武信用金庫専務理事、島田利幸（しまだ としゆき）東京信用金庫専務理事、鶴家裕彦（つるが ひろひこ）城北信用金庫常務理事、倉持靖（くらもち やすし）巣鴨信用金庫専務理事、東京商工会議所練馬支部は田中秀明（たなか ひであき）事務局長が出席して協定締結式が行われた。席上、前川区長から「金融機関の経営支援ノウハウを活かし、区内で創業者を増やすために是非ともご尽力いただきたい」と挨拶があった。

【問い合わせ】産業経済部 経済課 融資係 電話03-5984-2673